



埼スポ協第342-2号
令和3年8月19日

各市町村スポーツ少年団本部長様
各種目別部会代表者様

公益財団法人埼玉県スポーツ協会
埼玉県スポーツ少年団
本部長 尾崎 豊
(公印省略)

緊急事態宣言期間延長におけるスポーツ少年団活動について（依頼）

日頃より、本県スポーツ少年団の諸事業に対しましてご協力いただき、ありがとうございます。

8月18日に埼玉県より緊急事態宣言の延長に関する要請が発出されたことを受け、8月17日付で県本部よりご依頼しておりますスポーツ少年団活動に関する制限・自粛の要請につきましても延長いたします。

つきましては、貴市町村本部役員の皆様をはじめ、各単位団代表者・指導者・運営スタッフ・保護者の方々等、関係各位に改めてご周知いただきますようお願いいたします。

記

【活動に関する制限・自粛の要請内容】

1 期 間 緊急事態宣言期間中(9月12日迄)とする。

2 単位団活動

- (1) 感染予防対策を徹底しての活動。
- (2) 活動は2日/週までとし、1日の活動時間は2時間までとする。
また、土・日のどちらか1日は活動をしない日とする。
- (3) 食事（昼食）を伴う活動はしない。
- (4) 2団以上での活動は行わない。（合同練習等）

3 練習試合・交流大会等

- (1) 練習試合は行わない。
- (2) 県種目別交流大会をはじめ、県本部主催事業の延期。
- (3) 各地域での開催方法の検討及び関係者への周知徹底。

【お問い合わせ先】

公益財団法人埼玉県スポーツ協会 埼玉県スポーツ少年団 担当：高橋・小林

Tel：048-779-5895 FAX：048-774-5550

Mail：saitamaken@japan-sports.or.jp